

恒久的な自転車等駐車場のあり方について

答 申

平成18年3月28日

東久留米市自転車等放置防止対策審議会

はじめに

東久留米市自転車等放置防止対策審議会は、東久留米市長からの諮問を受けて「恒久的な自転車等駐車場のあり方」について4回の審議会で慎重に審議し検討を行った。以下、次のとおり答申する。

自転車等駐車場の現状

東久留米市におかれている現在の自転車等駐車場は、東口に4箇所、西口に4箇所、計8箇所の市営駐車場が有料で確保されている。いずれも市が所有する土地はなく民間地権者からの借地で運営をしている。

駅周辺は開発整備がされて10数年が過ぎて、駅周辺の取り巻く環境も変化してきた。自転車等駐車場は駅に近く土地の有効利用が可能なことから地権者も様々な土地活用を考えている。返還を要求された場合には現在のような、駅周辺地域内で現状に近い新たな自転車等駐車場用地を確保することが年々困難な状況にある。また、建設と返還を繰り返す現行のような方法には、将来を見据えた時、多くの問題点が残る。

今後の恒久的な自転車等駐車場のあり方について

(1) 市営自転車等駐車場の確保

現在の財政状況を踏まえると、公共用地の買収による確保は非常に難しいといわざるを得ないが、自転車等駐車場は恒久的に活用されるものである。

そのため、安定的な運用は欠かせないものであり、立地条件の良い駅周辺地域の民有地を借りて運用していくことは、今後、難しさが残ることから恒久的な自転車等駐車場を駅西口と駅東口に1箇所づつを設けるべきものとする。

(2) 民間経営による自転車等駐車場の整備

駅周辺の自転車等駐車場は、利用者の利便性を考慮して駅に近い位置に設置されている。

今後の運営については、この立地条件を確保したままで現状を維持していくことが困難な状況に置かれていることから、現行の単年度契約の借地方式には、一

定の限界がある。したがって、民間経営による自転車等駐車場整備が可能となる条件づくり、環境整備に積極的にとり組むべきである。

さらに、自転車等駐車場の長期運営の方策として、定期借地権付き土地の確保について、関係地権者の協力を仰ぎ定期借地権を設定する。このことによって安定的な長期運営を図っていくとともに、市の財政事情を考慮しながら、将来的には自転車等駐車場用地として確保していくことが必要と考える。

(3) 鉄道事業者等への協力要請

自転車等駐車場利用は、駅周辺に集中することから、現在、鉄道事業者に協力をいただいている。さらに鉄道事業者が積極的に自転車等駐車場として利用可能な用地の有無を精査などを行い自転車等駐車場の確保・設営に努めるよう市が要請をしていく必要がある。

(4) 自転車等駐車場整備基金の設置

恒久的な自転車等駐車場の建設に向けて、事業費の確保を図るため自転車等駐車場整備基金の設置を検討すること。

おわりに

私たち、自転車等放置防止対策審議会委員は、短期間ではありましたが、東久留米市における安全で住みよい生活環境の維持向上を図るため、既に設置されている自転車等駐車場の現地確認・視察等を行い今後の駅周辺の恒久的な自転車等駐車場のあり方について、昨今の市の厳しい財政事情等を考慮に入れた検討をし、既に述べたとおり限られた範囲内での答申内容と致しました。

したがって、将来、財政余力がついた段階での更なる検討を期待します。

第9期東久留米市自転車等放置防止対策審議会経過

第 1 回	<ol style="list-style-type: none"> 1 第9期東久留米市自転車等放置防止対策審議会委員の委嘱 会長・副会長の互選 2 「恒久的な自転車等駐車場のあり方について」諮問 3 諮問事項の検討について（資料配布）
第 2 回	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営自転車等駐車場の視察 2 諮問事項の検討について（資料配布）
第 3 回	<ol style="list-style-type: none"> 1 諮問事項の検討について（資料配布）
第 4 回	<ol style="list-style-type: none"> 1 諮問事項及び答申案について検討
答 申	「恒久的な自転車等駐車場のあり方について」答申